

あいち農業イノベーションプロジェクトの
共同研究開発に係る委託研究実施要領

第1 趣旨

あいち農業イノベーションプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）における共同研究開発に係る委託研究の実施は、本要領の定めるところとする。

第2 委託研究の内容

本要領にいう委託研究とは、あいち農業イノベーションプロジェクト推進会議において共同研究開発の参加者として選定された予備試験における技術の提案者であるスタートアップ企業等（以下「受託者」という。）に対し、農業総合試験場（以下「農総試」という。）が実施する試験研究の一部を委託するものをいう。

第3 契約の締結

- 1 あいち農業イノベーションプロジェクト推進会議において共同研究開発の参加者として選定された企業等は、あいち農業イノベーションプロジェクトの共同研究開発に係る委託研究実施計画書（別紙様式第1号）を県に提出する。
- 2 県は提出された計画書を精査し、すみやかに上記を提出した企業等と委託契約を締結する。

第4 共同研究開発の進行管理

- 1 農総試は、委託研究を効果的かつ効率的に実施するため、委託研究計画、成績検討等適正な進行管理を行う。
- 2 農総試及び委託研究を受託した企業等（以下「受託者」という。）は、互いに連携し共同研究開発に取り組む。
- 3 農総試及び受託者は、委託研究の進捗状況および成果についてあいち農業イノベーション研究会に報告する。

第5 実施場所

- 1 委託研究の実施場所は、原則として、受託者の保有施設等とする。
- 2 受託者は、委託研究の遂行上必要な場合には、農総試の保有する研究用機器を農総試場長の許可を得た上で、使用することができる。
- 3 受託者は必要に応じて農総試と調整の上、農業生産現場での実証等を行うことができる。
- 4 3の実施に際し、必要な事項は実証等に関わる関係者間で協議する。

第6 実施期間

- 1 委託研究の実施期間は、原則として1年以内とする。
- 2 委託研究契約書に定めた実施期間を越えて委託研究を行う必要があるときは、新たに委託研究契約を締結するものとする。

第7 研究員の受入

農総試場長は、委託研究を実施するために、受託者の担当研究員を当該委託研究期間中に受け入れることができる。

第8 研究成果の取扱い

- 1 農総試験場長は、共同研究の結果、知的財産（品種を除く。）等が創出された場合は、知的財産審査会設置要領に基づき、所定の手続きを行う。
- 2 農総試験場長は、共同研究の結果、新品種を育成したときは、育成品種等審査会設置要領に基づき、所定の手続きを行う。

第9 事務

- 1 本プロジェクトの推進に係る事務局は、農業水産局農政部農業経営課農業イノベーション推進室および本プロジェクト推進業務委託先に置く。
- 2 農総試における委託研究の事務は、農総試研究戦略部が行う。

第10 委任

この規程に定めるもののほか、委託研究を実施するのに必要な事項は、農業水産局農政部農業経営課農業イノベーション推進室長が別に定める。

附 則

この要領は、2025年5月20日から施行する。

(別紙様式第1号)

あいち農業イノベーションプロジェクトの
共同研究開発に係る委託研究実施計画書

- 1 委託研究内容
- 2 実施期間
- 3 委託研究担当者
- 4 委託研究（調査）の方法

5 収支予算

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
委託費	円	うち消費税及び地方消費税の額 円

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
直接経費	円	(経費内訳) 人 件 費 円 旅 費 円 試験研究費 円
間接経費	円	直接経費の 30%以内
合計	円	